

業務の運営に関する規定

アスカ事業協同組合
代表理事 高津 勇



第1 求 人

- 1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入に関する職業紹介に関するかぎり、アスカ事業協同組合の構成員である企業(以下、「傘下企業」といいます。)からの求人申し込みのみについてこれを受理します。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込は、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共に申し込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックス又は電子メールによる申し込みでも差し支えありません。
- 3 求人申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックス又は電子メールの使用により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入に関する職業紹介に限り、求職の申込についてこれを受理します。
ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しません
- 2 求職者が中国在住の場合は、当初の中国の取次期間である河南省発展就業服務有限公司を經由し、所定の求職票と所定の添付書類と共に、郵便、ファックス又は電子メールにおいてお申し込みください。
求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦に滞在中の場合は、求職者が直接来所されて、所定の求人票及び所定の添付書類と共に申し込みください。

第3 紹 介

- 1 求職者の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、外国人技能実習制度の範囲内において、その御希望と能力に必ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際しては、求職者が中国在住の場合は河南省発展就業服務有限公司を經由し求職者の方に、求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦滞在中の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。

- 4 求職者の方を求人者の紹介する場合には、求職者が中国滞在中の場合は河南省発展就業服務有限公司と本組合にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。求職者の方が外国人技能実習制度に基づき本邦滞在中の場合は、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者に行ってください。
- 5 いったん求人、求職の申込を受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立な立場を取るため、同盟罷業又は、作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。

第4章 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関と及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該所業に係る求人者等から苦情が入った場合には、迅速、適切に対応いたします
- 2 雇用関係を締結しましたならば、求人者、求職者双方から本所にその報告をしてください。
又、紹介されたにもかかわらず雇用契約を締結しなかった場合にも、同様に報告してください
- 3 本所は、求人者又は求職者から知り得た個人な情報は、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所は、求人者又は求職者に対し、その申し込みの受理、面接、指導等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。
- 5 本所の取扱職種の範囲は、外国人技能実習制度に基づく技能実習生の受入に限定するものです。
- 6 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されておりますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。